

特許 & 技術レポート

河 合同特許法律事務所/SEOUL TECHNO R&C CO., LTD.

2015-11

.....

ハイライト：

特許庁、特許迅速審判処理を3ヶ月で短縮	1
SKT、イスラエル「Viber」を相手に特許訴訟2審勝訴	3
今年の知的財産出願の増加基調…商標出願が貢献	4
「標的治療」抗体医薬品の特許出願増加	5
ギャラクシーS7に「Force Touch」搭載？…サムスンの特許出願	6
「昆虫」、医薬品の素材として急浮上	7



特許制度

特許庁、 特許迅速審判処理を3ヶ月で短縮

特許庁特許審判院は、審判結果が特許紛争の際に実質的な解決手段として活用できるように迅速審判のプロセスを改定し、11月1日から施行することを明らかにした。

迅速審判のプロセスの改定により、審判請求日から3ヶ月以内に審決文を受け取ることができる。

書類提出の延長申請も1回に制限し、当事者が書類の提出を遅延しても、4ヶ月以内に審判を終結することができる。

また、今回の改定により、審判請求日から5ヶ月程度かかっていた迅速審判の処理期間が最長2ヶ月程

繰り上げられることとなった。

なお、迅速審判の対象範囲も拡大する。

法院、検察などで侵害紛争として争っている事件に関する全ての審判を迅速審判の対象に統合、侵害紛争手続きで特許審判院の審判結果が実質的に活用できるようにした。

さらに、創業初期段階の中小企業、一人創造企業、大企業と紛争中の中小企業が当事者である審判も、迅速審判の対象に追加した。

迅速審判の対象範囲拡大により、侵害紛争係属事件、スタートアップ企業及び中小企業の事件等、紛争の早急な解決が必要な審判を最優先に処理することになるため、紛争の長期化による中小企業の被害がかなり減少することが期待される。

シン・ジンギョングン特許審判院長は、「今後も、特許紛争時の迅速・正確な解決のために出願人の視線で必要な制度改善事項を持続的に発掘・実践していくつもりである」と述べた。



特許判例

特許法院2015. 7. 23. 宣告2014 HE0 161判決

【判示事項】

公知技術文献の表現が不十分または一部欠如があっても、通常の技術者が把握することができる技術内容に基づいて自由実施技術と判断した事例

【判決要旨】

特許発明の新規性または進歩性の判断に提供される先行発明は、技術構成全体が明確に表現されているものだけでなく、資料の不足により表現が不十分または一部内容に欠如があったとしても、通常の技術者が技術常識や経験則により技術内容を容易に把握することができる範囲内では対比対象となり（大法院1997. 8. 26. 宣告96 HU 1514判決、大法院2006. 3. 24. 宣告2004 HU 2307判決等参照）、このような法理は自由実施技術の判断に提供される公知技術においても同様であるといえる。

従って、本事件で先行発明2の特許公報に記載された技術内容が明示的記載や図面の表示がなく、表現が充分ではなくても、「通常の技術者が上記発明の明細書の記載、図面の図示及び技術常識や経験則を参酌し、ダイカスト機での上型、下型の2つの金型、各金型を移動させる2つのシリンダの構成及び上記各構成間の結合関係を容易に把握することができる」と判断されるので、結局のところ、先行発明1と結合して、確認対象発明が自由実施技術に該当する。

大法院2015. 10. 15. 宣告2013 DA 84568判決

【判示事項】

1. 立体商標の識別力と使用による識別力取得可否及び機能性の該当可否

2. 立体商標の類似可否及び不正競争行為の該当可否

心臓血管用薬剤、性機能障害治療用薬剤を指定商品として、ひし形の図形の立体的形状と青色系列の色彩を結合して構成された本事件登録商標は、指定商品の形状を普通に使用する方法で表示したものに過ぎず、識別力はないが、その商標出願前に長期間特定商品に使用された結果、需要者間にその商標が原告の業務に関する商品を表示したものととして顕著に認識されており、使用による識別力を取得し、商標登録を受ける商品の機能を確保するのに不可欠な立体的形状のみからなる商標に該当しない。しかし、製品の形態に共通する部分はあるものの、その形態に差異点も存在し、専門医薬品として殆どの病院で医師の処方に応じて薬剤師によって投薬されている被告の製品は、その包装と製品自体に記載された名称や被告の文字商標及び商号等により、本事件登録商標及び原告の製品の形態と区別できると見るのが妥当であり、誤認・混同の恐れがないと判断した事例。

【判決要旨】

1. 登録商標に対する登録無効審決が確定される前であっても、その商標登録が無効審判によって無効となることが明白な場合は、その商標権に基づいた侵害差止または損害賠償等の請求は、特別な事情がない限り、権利濫用に該当して許容されない。また、商標権侵害訴訟を担当する法院は、商標権者のそのような請求が権利濫用に該当するという抗弁がある場合、その当否を見るための前提として商標登録の無効可否について審理・判断することができる（大法院2012. 10. 18. 宣告2010 DA 103000全員合議体判決参照）。

一方、商標法第6条第1項第3号は、指定商品またはその包装（以下「商品等」という）の形状を普通に使用する方法で表示した標章のみからなる商標は、商標登録を受けることができないように規定しているが、その規定の趣旨は、上記のような標章は商品の特性を記述するために表示されている技術的標章であって、自他商品を識別する機能がない場合が多いだけでなく、仮に商品識別の機能がある場合であっても、商品の取引上、誰にも必要な表示であるため、ある特定人へのみ独占的に使用させることは共益上妥当ではないということにある（大法院2000. 2. 22. 宣告99 HU 2549判決、大法院2004. 6. 25. 宣告2002 HU 710判決参照）。

このような趣旨に鑑みると、商品等の立体的形状からなる商標の場合、その立体的形状は当該指定商品が

取引される市場でその商品等の通常の・基本的な形態に該当する、または取引分野で採用できる範囲内でこれを変形した形態に過ぎない、または当該商品の類型に一般的によく知られている装飾の形態を単純に導入してなる形状であり、その商品の装飾または外装のみで認識されるのに留まるだけで、異例なまたは独特な形態上の特徴を有している等により需要者が商品の出所表示と認識できる程度のものでなければ、上記規定の「商品等の形状を普通に使用する方法で表示した標章のみからなる商標」に該当すると見なければならない（大法院2014. 10. 15. 宣告2012 HU 3800判決、大法院2014. 10. 15. 宣告2013 HU 1146判決参照）。

旧商標法（2014. 6. 11. 法律第12751号で改定される前のもの）第6条第2項によると、第6条第1項第3号に該当する商標であっても、商標登録出願前に商標を使用した結果、需要者間にその商標が誰の業務に関する商品を表示するものであるのか顕著に認識されているものは商標登録を受けることができる。

一方、商品等の技術的機能は、原則的に特許法が定める特許要件または実用新案法が定める実用新案登録要件を備えたときに限ってその存続期間の範囲内でのみ特許権または実用新案権として保護を受けることができるが、そのような機能を確保するのに不可欠な立体的形状について識別力を備えているという理由で商標権として保護することになれば、商標権の存続期間更新登録を通じてその立体的形状に不可欠に具現されている技術的機能についてまで永久的な独占権を許容する結果となり、特許制度または実用新案制度（以下「特許制度等」という）と衝突するだけでなく、該当商品等が有する特定の機能、効用等を発揮するために競争者がそのような立体的形状を使用しなければならない競争上の必要があるにもかかわらず、その使用を禁止させることによって、自由競争を阻害する不当な結果をもたらすことになる。よって、1997. 8. 22. 法律第5355号で改定された商標法は、商標の一つとして立体的形状からなる商標を導入して、特許制度等との調和を図り、競争者の自由且つ効率的な競争を保障するための趣旨で第7条第1項第13号を新設し、商標登録を受けようとする商品等の機能を確保するのに不可欠な立体的形状のみからなる商標等は、第6条の識別力の要件を満たしても、商標登録を受けることができないようにした。このような立法趣旨に鑑みると、商品等の立体的形状からなる商標が上記規定に該当するか否かは、その商品

等が取引される市場で流通していたり利用可能な代替的な形状が存在するか、代替的な形状で商品を生産しても、同等の程度またはそれ以下の費用がかかるか、その立体的形状から商品等の本来の機能を超越する技術的優位が発揮されるか否かなどを総合的に考慮して判断しなければならない。

2. 商標の類似可否は、対比される商標を外観、呼称、観念の三つの側面で客観的、全体的、離隔的に観察し、取引上の誤認・混同の恐れがあるかによって判断しなければならない。また、商標の類似可否に関する判断は、二つの商標そのものを並べて対比するのではなく、時と場所を異にして二つの商標に接する需要者が商品の出所に関して誤認・混同を起こす恐れがあるかの観点で行われなければならない、二つの商標がその外観、呼称、観念で需要者に与える印象、記憶、連想などを全体的に総合して、商品の出所に関して誤認・混同を起こす恐れがある場合には、二つの商標は互いに類似するといえる（大法院2013. 3. 14. 宣告2010 D0 15512判決、大法院2014. 1. 23. 宣告2013 HU 1900判決参照）。特に、立体的形状からなる商標では、その外観が与える支配的印象が同一・類似し、二つの商標を同一・類似する商品に共に使用する場合、需要者に商品の出所に関して誤認・混同を起こさせる恐れがあれば、二つの商標は類似すると見なければならないが、そのような恐れが認められない場合には、類似すると見ることができない。

紛争

SKT、イスラエル「Viber」を相手に 特許訴訟2審勝訴

SK Telecomが、イスラエルのメッセージサービス「Viber」と繰り広げてきたアドレス帳管理技術に対する特許訴訟の控訴審で勝訴した。

ソウル高等法院民事4部は、SK TelecomがViberを相手に提起した特許権侵害差止訴訟で、1審と同じく原告勝訴の判決を下したことを明らかにした。

携帯電話のアドレス帳には、携帯電話番号、住所、Eメール等の細部情報が入れているが、Viberのアプリケーションは、このうち携帯電話番号等必要な細部情報のみ抽出し、アプリケーション専用のアドレス帳

を生成する。

SK Telecomは、Viberのこのようなアドレス帳生成技術が、2006年に出願して2007年に登録された自社特許を侵害しているとして訴訟を提起した。

法院は、1審からSK Telecomの主張を受け入れて、原告勝訴の判決を下した。

大法院、「少女時代」の名称訴訟で「少女時代のみ使用可能…誤認の恐れあり」

「少女時代」という名称は、女性アイドルグループの少女時代のみ使用することができるという大法院の判決が出た。

10月20日大法院3部は、キム氏がSMエンターテインメントを相手に提起した商標権訴訟で、原告の一部勝訴を言い渡した原審を破棄し、事件を特許法院へ差し戻したことを明らかにした。

SMは、2007年7月に少女時代という女性アイドルグループを大衆に公開するとともに、「少女時代」という名称も商標登録した。少女時代の名称をCDや音源、ビデオ等に使用するという趣旨である。しかし、約十日後キム氏が少女時代という名称を衣類や遊び道具、食飲料製品等に使用するとして商標登録をした。

この事実を知ったSMは、2011年12月に特許審判院にキム氏が出願した商標の登録無効審判を請求し、特許審判院は2012年8月に少女時代が既に大衆に広く知られている状態であったとして、キム氏が出願した商標を無効としなければならないと決定したところ、キム氏はこれに対して訴訟を提起した。

特許法院は、キム氏が出願した商標とSMが出願した少女時代を消費者が誤認する恐れはないとして原告勝訴の判決を下した。

SMは少女時代をCDや音源に使用し、キム氏はこれを衣類や玩具、食飲料等に使用するため、互いに密接な関連があると見るのは難しく、少女時代が多様な商品の広告モデルとして活動しているという事情だけでは、消費者がキム氏が製造する商品と少女時代とに特別な関係があると誤認する恐れがあると断定するのは難しいという理由である。

しかし、大法院は、少女時代は2007年8月にグループ活動を始めた後、直ちに音楽プログラムで1位になり、

多様な商品の広告モデルとしても活動する等、かなり高い水準の認知度を得ているとし、該当名称がコート等の商品に使用されれば、少女時代と特殊な関係にある者によって生産・販売されていると消費者が誤認する恐れがあることを説明した。

そのため、少女時代の名称が特定商標として知られているレベルを超え、著名な程度にまで至るだけに、キム氏の商標が需要者を欺瞞する恐れがないと判断した原審は法理を誤解した誤りがあると判断した。

出願動向

今年の知的財産出願の増加基調…商標出願が貢献

今年第一～三四半期の知的財産の出願は34万4987件で、昨年と同じ期間に比べ8.5%増加した。商標出願が17.7%増え、全体的な上昇に貢献した。

特許庁は10月25日に発刊した「知的財産統計フォーカス」（6号）を通じ、このように明らかにした。知的財産統計フォーカスは、知的財産の統計情報を図表やグラフィックなどで容易に理解できるように、インフォグラフィックを活用した統計分析資料である。

ここには、今年第三四半期までの知的財産出願現況、昨年の出願人類型別の動向、産業部門別特許出願の動向、先進5カ国（IP5）の特許出願の現況などが掲載されている。

昨年の出願人類型別特許出願の動向を見ると、大企業など企業が60.2%を占め、個人は23.3%、大学及び学校は9.67%となる。

前年対比の増減率を見ると、学校法人が15.4%、個人が3.7%増え、知的財産権全体を見ると2.9%増加した。

個人は企業などの法人と異なり商標出願が全体の50%を占め、特許出願よりも二倍ほど多い。男性が女性より約3.5倍多く、年齢別では40代の知的財産権の出願が最も活発である。

「産業（KSIC）-特許（IPC）分類連携表」を活用し、去る10年間の産業部門別特許出願の現況を見ると、「通信及び放送装置製造業」の部門で最も多く出願してい

る。

通信及び放送装備製造業分野の主要産業である電話製造業の主要技術変動を見ると、2005年の「信号の伝送(H04B)」と「電話通信(H04M)」から、昨年は「デジタルデータ処理(G06F)」と「無線ネットワーク通信(H04W)」に技術の変化があることが分かる。

最近注目されている無人航空機(ドローン)に関しては、「民間企業」が最も多く出願した。最多出願企業は「韓国航空宇宙産業株式会社」である。

特許先進5カ国(IP5)の内外国人の特許出願を見ると、米国と欧州は外国人の出願が半分程度を占めているのに対し、韓国、日本、中国のアジア3カ国は、内国人の出願が70~85%で、外国人よりはるかに多い。

知的財産統計フォーカスは、知的財産の統計情報を必要とする国家機関と地方自治体、関係機関、企業及び一般人を対象にオン・オフラインで普及し、特許庁ホームページの情報広場でPDFバージョンを無料ダウンロードできるようにする予定である。

「標的治療」抗体医薬品の特許出願増加

特定部位のみ治療効果を増大させて副作用を減少させる標的治療剤である抗体医薬品の技術開発が活気を帯びている。

抗体医薬品は標的治療が可能であり、副作用を最小化することができ、乳がん、大腸がん等のがん疾患、関節リウマチ等の炎症疾患の標的治療剤として開発されている。

特許庁によると、抗体医薬品に関する国内の特許出願件数は、2010年341件、2011年375件、2012年457件、2013年508件、2014年528件と増え続けている。

5年間で年平均11.6%の増加率を見せており、今年も9月までで305件が出願されている。

抗体医薬品の出願人の国籍は、米国37.5%、韓国20.9%、スイス10%、日本8%、ドイツ5.4%等の順となる。

外国出願の比率が79.1%、韓国出願の比率が20.9%を見せている。

国内出願人は、サムスン電子が56件と最も多く、ソウ

ル大32件、韓国生命工学研究院29件、Hanwha Chemical 28件、江原大17件等の順となる。

外国企業は、Genentech 191件、Roche 126件、AbbVie-Abbott 86件、Amgen 71件、Novartis 52件などである。

生物の細胞や組織等の物質を用いて製造するバイオ医薬品の複製薬である「バイオシミラー」市場でも抗体医薬品が相当数を占める。

特許庁バイオ審査課のイ・ミジョン課長は、「抗体医薬品は最近世界の医薬品市場で莫大な高付加価値を創出することができる最も競争力のあるバイオ医薬品分野の一つとして急浮上している」とし、「韓国企業も抗体医薬品の特許出願動向を把握し、これに基づいて抗体医薬品の研究開発に注力すれば、世界的レベルのバイオ企業に成長することができる」と述べた。

特許庁、ビッグデータに関する特許出願動向を発表

ビッグデータに関する特許出願が増加していることが分かった。特に、ビッグデータに関する韓国特許出願件のほとんどがサービス部門に関する出願で、中小企業による出願が急増した。

特許庁によると、ビッグデータに関する出願の現況は2011年3件、2012年56件、2013年266件、2014年298件、2015年上半期には150件と、関連の出願が続いている。

出願主体別では、大企業の出願が255件、中小企業の出願が518件で、中小企業の比率が全体の出願の67.0%に達する。

最近5年間のビッグデータに関する中小企業の出願のうち、サービス部門が72.8%(377件)を占めているが、2015年上半期のビッグデータに関する出願150件のうち、中小企業のサービス部門の出願が102件(68%)となり、大幅に増加していることが分かる。

ITリサーチ企業のGartnerが2014年に世界の302の企業を対象に実施したリサーチによると、回答した企業の73%が今後2年以内にビッグデータ関連の投資を増やすと答えた。また、2014年の世界10大ビッグデータ新生事業者の投資金額は12億5,700万ドル(投資金確保のレベル)で、ビッグデータ関連の市場規模が増加し続けることが予測される。

韓国のビッグデータの市場規模は、2015年に2億

6,300万ドルに達し、ビッグデータ市場の部門別では、2015年までにソフトウェア及びサービス部門が市場の殆どを占めることが予想される。

ビッグデータ関連の企業は、オープンソースを主に活用して、新たな製品及びサービスを提供する傾向にあり、そのため国内市場の場合、サービス部門に市場が集中する現象を見せている。

このような結果は、市場変化に合わせて迅速に意思決定を行い、早く対処できる中小企業の利点が作用したもので、また、ビッグデータの応用サービス技術は、資金力よりは創意性が求められる中小企業に好適な技術分野として認識されており、中小企業の出願増加につながるものと解釈される。

特許庁は、ビッグデータサービスに関する技術は成功の機会が誰にもあり、情報収集の対象に対する無分別なデータ収集により私生活の侵害が生じないように、情報保護が他のIT技術よりもさらに慎重に考慮されなければならないとしている。

電子・半導体

LG電子-延世大、「FDR」通信技術を開発

LG電子が世界で初めてマルチアンテナ (MIMO、Multiple Input Multiple Output) 技術基盤の「FDR (全二重通信)」通信技術を延世大学校と共同開発してデモンストレーションを行ったことを明らかにした。

「FDR」通信技術は、既存のFDD (Frequency Division Duplex、周波数分割複信) 及びTDD (Time Division Duplex、時分割複信) に対して、周波数の効率を最大2倍にまで増やすことができる5Gの中核技術である。

例えば、「周波数帯域」を道路、「送・受信データ」を車両の数にたとえると、FDDは2つの道路を用いて、一方は上り車線の車両100台、他方は下り車線の車両100台を送る方式であり、TDDは1つの道路で時間を配分して、上り車線の車両100台、下り車線の車両100台を交互に送る方式である。

「FDR」通信技術は、1つの道路で時間の配分なく、送・

受信データを同時に送ることができ、1つの道路でも上り車線の車両100台、下り車線の車両100台を同時に送ることができる。結論として、FDDに比べて使用する「周波数帯域」の数を半分に減らすことができ、TDDに比べて「送・受信データ」の伝送速度を2倍高めることができる。

LG電子は、「FDR」通信技術に世界で初めて「マルチアンテナ (MIMO、送・受信アンテナを各々2つ以上に増やす方式)」技術を結び付け、周波数効率をさらに向上させることに成功した。また、複数のアンテナの使用により発生する干渉問題も解決した。その結果、どんな通信環境でも早く安定した周波数効率を出す「FDR」通信技術が具現できるようになったという説明である。

同社は、延世大学校の「IT名品人材養成プログラム」のチェ・チャンピョン教授、「未来先導研究事業」のミン・ビョンウク教授、「ナショナルインスツルメンツ (NI)」社等と協力し、共同開発の成果を上げた。国内の限定された周波数資源で数兆ウォン台の競売が行われているのを見ると、周波数効率を高めて、数兆ウォン台以上の経済的価値を創出することが期待される。

米国の特許分析機関TechIPMが米国特許商標庁 (USPTO) に登録された端末機及び基地局に関するLTE/LTE-A (4G) の標準必須特許を対象に分析した結果 (2015年6月末までの累積)、LG電子は2012年以降4年連続で1位を占めている。同社は4Gでの技術リーダーシップが5Gでも続くことを期待している。

LG電子のCTO部門である次世代標準研究所長クァク・ククヨン副社長は、「今回の試演の成功により、LG電子の5G関連の技術力を再度立証した」とし、「これからの5G技術の標準化過程で影響力をさらに高めることができる」と述べた。

ギャラクシーS7に「Force Touch」搭載？…サムスンの特許出願

サムスンがForce Touchに関する特許登録を進めていることが分かった。これは、アップルが9月に公開したiPhone 6Sに搭載した技術で、指先でディスプレイを押す圧力の差に応じて、異なる命令として認識して実行する機能をする。

最近、中国のHuaweiも、プレミアムスマートフォンの新製品にForce Touch技術を反映するなど、入力装置で

の革新が業界のトレンドとして注目されている。

サムスングループの電子部品系列会社であるサムスン電機は、Force Touch技術に関する特許を昨年4月に特許庁に出願し、10月19日に出願を公開した。

特許出願の公開は特許審査期間に類似製品の出願を防止するためのものである。特許法に基づき、サムスン電機は出願公開以降から他の事業者が該当特許出願を使用する場合、補償を請求することができる権利を有する。但し、特許として最終登録されたわけではない。

一部では、サムスンの次期スマートフォンにForce Touch技術を適用する可能性を予測している。現在グローバルに販売中であるスマートフォンのうち、9月に公開されたアップルのiPhone 6SシリーズとHuaweiのMate S製品でForce Touch技術を利用することができる。

今回の特許出願の主体であるサムスン電機は、昨年サムスン電子に無線充填技術と部品を納品し、サムスンのスマートフォンの競争力を高めるのに寄与しているが、今回のForce Touch技術開発の件については、慎重な立場を見せている。

同社の関係者は、「出願してから1年6ヶ月が経過し、自動的に出願が公開された」とし、「研究所で開発作業を進めているものの、事業化が検討されているわけではない」と述べた。

今回の特許出願に関してまだ審査請求が行われていない点、また、サムスン電子の次期スマートフォン、ギャラクシーS7の発売時点が来年初めであるという点を勘案すると、サムスン電機のForce Touch技術がすぐにギャラクシーS7に適用されることはないと思われる。

サムスン電子はForce Touch技術が既に競争メーカーの製品に入っている技術であるという点で、マーケティングポイントとして焦点をおいていない。しかし、今後、スマートフォン製品でForce Touch機能が適用される可能性を排除してはいない。

同社の関係者は、「次期スマートフォンにForce Touch技術を適用するか否かは決まっていない」とし、「ハードウェア技術は、今や差別化が難しい水準に発展したため、最近革新的なデザインや業界初の技術を探すのにさらに集中している」と述べた。

これまでスマートフォンやタブレットは制限された

画面にキーボードを表示するため、キーの個数を最小化しなければならず、Shiftキー、Functionキーなどの使用は効率が落ちるという点が物足りない部分として指摘されてきた。その点、タッチ圧力を異にして別の命令を与えることができるForce Touchは、キーの操作や入力の側面で効率性を高めることができ、今後、様々なスマートフォンメーカーの技術採用が相次ぐことが予想される。

化学・金属・生命工学

「昆虫」、医薬品の素材として急浮上

昆虫素材の医薬品に関する特許出願が増加しており、コオロギやセミなど周辺でよく見られる昆虫の価値が急上昇している。

特許庁によると、2005年から2009年までの5年間の昆虫素材の医薬品特許出願は45件に過ぎなかった。2010年の28件を基点に毎年増加し、最近5年間で141件が出願されている。年度別の対象昆虫数も、2005年の2種から、2010年8種、2012年16種、2013年13種、2014年16種等、増加傾向が続いており、10年間で96種を記録した。

昆虫は多様な環境に適応することで、様々な有用物質を有しており、莫大な投資が要求される合成新薬に比べ少ない費用で接近できるメリットがあることから、最近医薬品の素材として脚光を浴びていると推定される。

また、植物など他の生物に比べ、未開拓分野なため、新たな発見の可能性が高く、天然物を用いるため、安全性の面で有利であるというメリットがある。

最近では、対象昆虫が増え続けており、伝統的に薬材として使用される蜂の針、蚕の他に、ミールワーム、コウカアブはもちろん、中国等が原産の外来種として果樹に被害を与えるシタバニハゴロモに対する研究も行われている。

これに伴い特許技術も発展し、従来は昆虫全体を抽出物に用いる単純な方法が主に使用されたが、最近では昆虫からペプチド、多糖ポリマーなど、特定の薬効成分

のみを分析、分離して治療効果を高める技術が開発されている。

このように昆虫の研究が活発になって適用対象の疾患も拡大し、昆虫を用いた治療対象の疾患は2005年～2009年は38件であったが、2010年～2014年には95件と多様になった。出願人の国籍では、内国人がほとんどで（2005年～2014年平均95.2%）、他の新薬開発分野に比べ国内での研究が活発であることが分析されている。

特許庁、 「国有・物質特許の検索も容易に」

国有特許と権利満了予定の物質特許に対する検索が容易になる。

特許庁は、農村振興庁や国家技術標準院、国立大学等が保有している国有の特許・実用新案・デザインや、医薬・バイオなど6分野の満了予定物質特許に対する検索サービスを提供することを明らかにした。

「国有の特許・実用新案・デザイン」は、公務員が職務と関連する発明・デザインを大韓民国の名称で出願・登録した知財権である。このうち、△特許4504件、△実用新案506件、△デザイン398件の計5408件が検索サービスに提供される予定である。誰でも有・無償で実施可能かどうか、名称、登録日、該当機関などの項目を特許情報ネット KIPRIS (www.kipris.or.kr) の「TODAY KIPRIS」欄で検索できる。

最近、キムチソースに関する技術移転を通じて売り

上げが20億ウォン増加したり、「蜂の針液」の技術移転を通じて新規雇用を創出するなど、国が所有する特許活用の可視的成果が現れている。

韓国における知的財産問題でお悩みですか 新しい選択、HA&HAにお任せ下さい。

(調査、特許・実用新案・デザイン・商標の出願及び登録、著作権、電子商取引、インターネット上の権利、コンピュータープログラム、侵害訴訟及び各種紛争)

河 合同特許法律事務所

ソウル市瑞草区Juheung 3-Gil 1 栄和B/D(盤浦洞)
Tel : +82-2-548-1609
Fax : +82-2-548-9555, 511-3405
E-mail : haandha@haandha.co.kr
Website : http://haandha.co.kr

SEOUL TECHNO R&C CO., LTD.

ソウル市瑞草区Juheung 3-Gil 1 栄和B/D(盤浦洞)
Tel : +82-2-3443-8434
Fax : +82-2-3443-8436
E-mail : st@stpat.co.kr